

第 11 回笠松町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 11 月 7 日（木）午前 9 時 00 分から午前 9 時 15 分

2. 開催場所 笠松町役場 2 階 第 1 会議室

3. 出席委員（14 人）

| | | |
|----|------|--------|
| 議長 | 10 番 | 近藤 秀隆 |
| 議席 | 1 番 | 奥村 彰朗 |
| 議席 | 2 番 | 森 とみ子 |
| 議席 | 3 番 | 伊藤 曜 |
| 議席 | 4 番 | 足立 幸隆 |
| 議席 | 5 番 | 棚橋 久美子 |
| 議席 | 6 番 | 棚橋 武 |
| 議席 | 7 番 | 柴田 敏夫 |
| 議席 | 8 番 | 渡邊 義一 |
| 議席 | 9 番 | 岩村 好廣 |
| 議席 | 11 番 | 松原 克雄 |
| 議席 | 12 番 | 加藤 孔仁 |
| 議席 | 14 番 | 松原 孝治 |
| 議席 | 15 番 | 小野木 武光 |

4. 欠席委員

議席 13 番 松原 秀昭

5. 農業委員会事務局職員

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 西川 雪秀 |
| 書記 | 田中 裕介 |
| 書記 | 亀井 昭宏 |

6. 議事日程

日程第 1 議事録署名者の指名について

日程第 2 議案第 16 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 3 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

日程第 4 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

日程第 5 報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

7. 会議の概要

| | |
|-----|--|
| 議長 | <p>令和6年第11回笠松町農業委員会を開催する旨を述べた。</p> <p>13番松原委員から欠席の連絡を受けている旨を述べた。</p> <p>挨拶を述べた。</p> <p>議事に移る旨を述べ、日程第1号「議事録署名委員の指名について」、会議規則第8条の規定により議事録署名委員を3番伊藤委員、11番松原職務代理者を指名してよいか諮ったところ異議がなかった。</p> <p>次に、日程第2 「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を事務局へ説明を求めた。</p> |
| 事務局 | <p>【議案第16号 朗読】</p> <p>番号1は、資材置場への転用申請であり、農地区分は申請地の周囲の状況等を総合的に判断した結果、第2種農地とし、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び雨水排水計画について説明した。</p> <p>番号2は、貸駐車場への転用申請であり、農地区分は申請地の周囲の状況等を総合的に判断した結果、第2種農地とし、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び雨水排水計画について説明した。</p> |
| 議長 | <p>担当地区担当者である議長より補足説明。番号1番号2とともに、事業拡大に伴う資材置場及び番号1の譲受人が借主となる貸駐車場への転用であり、計画通り施工してもらえば問題ない旨述べた。</p> <p>事務局、担当地区委員からの説明等を受けて、質疑・意見があるか確認した。</p> |
| | (意見等なし) |
| 議長 | <p>議案第16号について、原案のとおり許可相当と判断し、県へ進達することに異議がないか諮った。</p> |
| | (異議なし) |
| | <p>議案第16号については、原案のとおり県へ進達するものとして、続いて、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。</p> |
| 事務局 | <p>【報告第1号 番号1～6 朗読】</p> <p>相続によって農地を取得したため、農業委員会に届出されたものであり、番</p> |

| | |
|-------|--|
| | 号1～6の相続に対しては、行政書士等を通じて引き続き適正に管理するよう依頼した旨説明した。 |
| 議長 | 事務局、担当地区委員からの説明等を受けて、質疑・意見があるか確認した。 (意見等なし) 次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。 |
| 事務局 | 【報告第2号 番号1～3朗読】 番号1は駐車場、番号2は自己用住宅、番号3は宅地分譲3区画であり、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び排水計画について説明した。 |
| 議長 | 担当地区委員からの発言を求めた |
| 4番委員 | 番号1については、目的は駐車場で、計画通り施工されれば問題ない旨述べた。 |
| 12番委員 | 番号2については、目的は個人用住宅で、周囲にブロック塀を設置し土砂の流出を防止する計画のため、計画通り施工されれば問題ない旨述べた。 |
| 事務局 | 番号3については、目的は分譲住宅3区画、計画通りにコンクリート擁壁などを施工されれば問題ない旨述べた。 |
| 議長 | 事務局、担当地区委員からの説明等を受けて、質疑・意見があるか確認した。 (意見等なし) 続いて、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局へ説明を求めた。 |
| 事務局 | 【報告第3号 朗読】 2件の合意解約があった旨の通知があったことを説明した。 |
| 議長 | 事務局の説明等を受けて、質疑・意見があるか確認した。 |

| | |
|--|---|
| | (意見等なし) |
| | 以上をもって本日の議案の審議ならびに報告事項を全て終了し、令和6年第 11回笠松町農業委員会を閉会する旨述べた。 |

以上は、会議の概要を記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、
ここに署名する。

令和6年12月2日

議長 逆 畑 兼隆
委員 松原 克雄
委員 伊藤 晃